

国民健康保険の届け出をお忘れなく

職場の健康保険に加入していた方が退職し国民健康保険に加入することになった、または国民健康保険に加入していた方が新たに職場の健康保険に加入したときなどは、届け出が必要です(下表の通り)。14日以内に窓口へ届け出てください。

外国籍の方が加入する場合は、原則、在留期間が3カ月を超えていて、住民登録のあることが必要です。下表の届け出に必要な物と在留カードまたは外国人登録証明書とパスポートなどをお持ちください。

	届け出をするとき	届け出に必要な物
加入	職場の健康保険をやめたときや、職場の健康保険の扶養家族でなくなったため、国民健康保険への加入が必要になったとき	職場の健康保険をやめた日付を証明できる物(資格喪失証明書・退職証明書・離職票など)、扶養でなくなった日付を証明できる物(被扶養者資格喪失証明書など)
	生活保護を受けなくなり、国民健康保険への加入が必要になったとき	生活保護廃止通知書
喪失	国民健康保険に加入していたが、職場の健康保険に加入したときや、職場の健康保険の扶養家族になったとき	葛飾区の国民健康保険証・職場の健康保険に加入した日付を証明できる物(職場の健康保険証・資格取得証明書など)、扶養家族になった日付を証明できる物(職場の健康保険証・資格取得証明書など)
	国民健康保険に加入していたが、生活保護を受けるようになったとき	葛飾区の国民健康保険証・生活保護開始通知書

- 加入の手続きの際、世帯主が葛飾区の国民健康保険以外の保険に加入しているときはその保険の種類と扶養に入れられない理由をお尋ねします。
- 国民健康保険証は簡易書留郵便でお送りします。即日交付を希望する世帯主または世帯員の方は、運転免許証・パスポート・写真付きの住民基本台帳カードなどの本人確認資料を必ずお持ちください(運転免許証などをお持ちでない方は電話でご相談ください)。本人確認資料は原則として写しをとらせていただきます。
- 喪失の手続きの際、70歳以上75歳未満の方は、高齢受給者証も併せてお持ちください。

【担当課】 国保年金課(区役所3階315番) ☎5654-8210

20歳になったら国民年金に加入しましょう

日本にお住まいの20歳以上60歳未満の方は、国民年金への加入が義務付けられています。国民年金には、老後の生活を支える老齢基礎年金の他、病気やけがなどで障害が残った場合の障害基礎年金や死亡したときの遺族基礎年金などの制度があります。これらの年金を受け取るためには、国民年金に加入し、保険料を納付済か保険料の納付免除などが認められていることが必要です。

20歳になる月に届く「国民年金被保険者資格取得届

書」を提出し、加入の手続きを行ってください。
【担当課】 国保年金課
☎(5654)8214

特別区民税・都民税(普通徴収分)第4期の納期限は2月2日(月)です

金融機関、郵便局、税務課(区役所3階321番)、区民事務所、区民サービスコーナー、コンビニエンスストア、モバイルレジで納めることができます。
納税は納め忘れや重複納付のない口座振替が便利です
申込書は、金融機関、区役所、区民事務所に備えてあります。区役所・区民事務所では、金融機関のキャッシュ

区に指定を受けて雇用保険法による指定教育訓練講座(介護職員初任者研修講座・医療事務講座など)を受講した場合、修了後に支給します。
ひとり親家庭の方へ
就職に有利な資格取得を支援します

就職に有利な資格を取得する方に、教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金を支給します。
事前に相談が必要ですので、詳しくはお問い合わせください。
教育訓練給付金
区の指定を受けて雇用保険法による指定教育訓練講座(介護職員初任者研修講座・医療事務講座など)を受講した場合、修了後に支給します。

【支給額】 受講費用の40%相当額(8001円以上20万円が限度)
高等職業訓練促進給付金
就職に有利な国家資格などを取得するため、養成機関において2年以上修業する場合に支給します。
【支給期間】 修業期間の全期間(上限2年)
【支給額】
▽特別区民税非課税世帯 月額10万円
▽課税世帯 月額7万5000円

いずれも
【対象】 ひとり親家庭の母親または父親で20歳未満のお子さんを扶養し、児童扶養手当の支給を受けているか同様の所得水準の方
就労相談をご利用ください
就労専門相談員が、ひとり親家庭の経済的自立に向けた就職・転職、職業訓練の案内などを行います。
【相談日】 原則、毎週月・木曜日(要予約)
【対象】 児童扶養手当の支給を受けているひとり親家庭の母親または父親
【申し込み・担当課】
子育て支援課
(区役所4階401番)
☎(5654)8276

区美術品の情報をホームページで紹介しています
かつしかシンフォニーホールなど区の施設では、葛飾にゆかりのある美術家の作品を展示しています。
美術品の展示場所などの情報を、区ホームページ(トップ)↓のガイド↓生涯学習・スポーツ・文化↓美術品紹介)で地域ごとにご覧になれます。
立石・四つ木地区の情報から掲載し、順次各地域の情報を追加していきます。
【担当課】 文化国際課
☎(5670)2259

木造住宅耐震化・地盤の液状化対策説明会
区では、木造住宅の耐震診断・耐震改修・地盤の液状化判定調査などの費用の一部を補助しています。これらの補助制度や木造住宅の耐震診断の流れなどについて、説明会および相談会を行います。
【日時・会場】 左表の通り
【対象】 区内で木造住宅を所有する方 各回40人程度
【担当課】 建築課
☎(5654)8552

【募集人数】 1人
【対象】 昭和50年4月2日〜平成5年4月1日に生まれた方で、社会福祉士資格を有し(取得見込みを含む)、普通自動車運転とパソコン

社協職員募集(一般事務)
【対象】 昭和50年4月2日〜平成5年4月1日に生まれた方で、社会福祉士資格を有し(取得見込みを含む)、普通自動車運転とパソコン

木造住宅耐震化・地盤の液状化対策説明会
区では、木造住宅の耐震診断・耐震改修・地盤の液状化判定調査などの費用の一部を補助しています。これらの補助制度や木造住宅の耐震診断の流れなどについて、説明会および相談会を行います。

特別区(東京23区)職員技術職採用フォーラム
特別区技術職の仕事内容魅力などを、現役職員が経験談を交えて伝え、質問にも答えます。

【日時・会場】 右表の通り。直接会場へ。
【相談内容】
▷年金受給者、給与所得者の方の所得税(復興特別所得税)の申告
▷小規模納税者の方の所得税(復興特別所得税)・消費税の申告(譲渡所得のある方、複数年申告の方は除きます)
【申告に必要な物】
▷源泉徴収票や医療費の領収書など
▷前年分の申告書控え
▷印鑑・筆記用具・計算器具
▷還付の場合は本人名義の口座番号が分かる物
【問い合わせ】 葛飾税務署 ☎3691-0941(自動音声でご案内します) 【担当課】 税務課

住宅の耐震診断の流れなどについて、説明会および相談会を行います。
【日時・会場】 左表の通り
【対象】 区内で木造住宅を所有する方 各回40人程度
【担当課】 建築課
☎(5654)8552

税理士による無料申告相談

確定申告書の作成指導を行います。

【日時・会場】 右表の通り。直接会場へ。

【相談内容】

- ▷年金受給者、給与所得者の方の所得税(復興特別所得税)の申告
- ▷小規模納税者の方の所得税(復興特別所得税)・消費税の申告(譲渡所得のある方、複数年申告の方は除きます)

【申告に必要な物】

- ▷源泉徴収票や医療費の領収書など
- ▷前年分の申告書控え
- ▷印鑑・筆記用具・計算器具
- ▷還付の場合は本人名義の口座番号が分かる物

【問い合わせ】 葛飾税務署 ☎3691-0941(自動音声でご案内します) 【担当課】 税務課

【受付時間】 午前9時30分～11時30分
午後1時～3時30分

日程	会場
2/ 2(月)～13(金)	金町地区センター(東金町1-22-1)
3(火)～6(金)	高砂地区センター(高砂3-1-39)
9(月)～12(木)	新小岩北地区センター(東新小岩6-21-1)
10(火)～17(火)	堀切地区センター(堀切3-8-5)
16(月)・17(火)	葛飾税理士会館(立石7-12-7)

※土・日曜日、祝日を除く。
※来場者多数の場合は、受け付けを早く締め切る場合があります。
※車での来場はご遠慮ください。

税理士による無料税務相談

土・日曜日

所得税・消費税・贈与税の申告に関する相談に応じます(1人60分以内)。

【日時】 2月21日(土)・22日(日)
午前10時～午後4時

【会場】 葛飾税理士会館(立石7-12-7)

【定員】 各日15人

【申込方法】

2月2日(月)午前9時から電話で(先着順)。

【申し込み・問い合わせ】

東京税理士会葛飾支部 ☎3693-0834

【担当課】 税務課

にせ税理士にご注意を! 無資格者が税務相談や税務書類を作成することは、法律で禁じられています。

専門的知識が欠けていることなどから、依頼者が損害を被る恐れもあります。【問い合わせ】 東京税理士会 ☎3356-4461 【担当課】 税務課

凡例

日時 会場 対象 定員 内容 申請方法 申請先 問い合わせ先 保持持ち物 担当課

電話番号の表記のない記事に関する問い合わせは、はなしようぶコールへ。

区の手続きや催し物の問い合わせ、がん検診の申し込みは
はなしようぶコール ☎(6758)2222
午前8時～午後8時 年中無休 FAX (6758)2223